

## 中退金及び特退共の市補助金制度についての参考例

### ケース1

- 従業員3人分について、それぞれの月額掛金を6,000円でR6年8月に加入した。



令和7年度の市補助金は...  
**対象です。**  
(来年度も受けられます)

[補助金額]

$$4,000\text{円} \text{ (限度額)} \times 3\text{人} = 12,000\text{円}$$

### ケース2

- 従業員2人分について、それぞれの月額掛金を4,000円でR7年4月に加入した。



令和7年度の市補助金は...  
**今年は対象外です。**  
(来年度から対象です)

[理由]

R7年1月から12月までの12ヶ月間の掛金を納入した方が対象となるため、今年度は対象外となります。

### ケース3

- 従業員A,Bの2人分については、R3年1月に月額掛金2,000円で加入し、R4、R5年度に2回補助金を受けている。その後、R6年8月に月額掛金を4,000円に増額した。

- 従業員Cについては、R5年9月に月額掛金4,000円で加入し、R6年度に1回補助金を受けた。



令和7年度の市補助金は...  
**従業員Cのみ対象**です。  
(来年度からは対象外です)

[理由]

従業員A,Bについては過去2回の補助金を受けているので対象外となります。

※月額掛金を増額した場合であっても、過去2年間の補助金を受けている場合は、対象外となります。

$$[補助金額] 4,000\text{円} \text{ (限度額)} \times \underline{\text{1人}} = 4,000\text{円}$$

#### ケース4

●月額掛金を年度途中で変更し、R7.1～9月の間は1,000円、R7.10～12月の間は4,000円とした。



R7年1月

月額1,000円

R7年10月

月額4,000円

R7年12月

R7.1～12月に収めた掛金の合計を12で除した金額（千円未満切り捨て）が補助金額になります。

<補助金額>

$$(1,000\text{円} \times 9\text{か月}) + (4,000 \times 3\text{か月}) \div 12 = 1,000\text{円}$$

※その他ご不明な点がございましたら、商工振興課(電話36-5517)までご連絡ください。